

## 出産費用の保険適用化議論、その後

新潟県医師会

副会長 上 田 昌 博



出産費用の医療保険適用について、会報3月号に論説「分娩費用の医療保険適応\*化についての概説」として著した。この件については議論の途中で未だ結論は得られていないが、その後の状況についてお知らせしたい。

社会保障審議会医療保険部会で始まった保険適用化議論は、より臨床の現場に近いところにいる構成員からなる「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」(以下「検討会」)に遷された。2024年6月から2025年5月まで10回にわたって開催され、議論された。

### 「検討会」の議論の概要

厚労省のホームページ\*\*上に公開された「検討会」議論の概要は以下のように整理されている。

- 1) 出産に関する支援等について
  - (1) 費用の見える化を前提とした標準的な出産費用の自己負担無償化と安全で質の高い周産期医療提供体制の確保の両立
  - (2) 希望に応じた出産を行うことのできる環境の整備
- 2) 妊娠期、産前・産後に関する支援等について
  - (1) 妊娠期から産後までを通じた切れ目のない支援の充実
  - (2) 妊婦健診に係る経済的負担の軽減
  - (3) 産後ケア事業等の推進

この中で、出産費用については「2026年度を目途に、産科医療機関等の経営実態等にも十分配慮しながら標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進める」とされた。出産に伴う診療・ケアやサービスには、医師等の専門的な判断に基づき実施されるもの(標準的なもの)と、妊産婦が希望して選択するものがある。この標準の内容、保険適用と窓口負担の関係、給付と負担のバランス等、さらに検討を深める、とある。

標準的な出産費用の自己負担無償化と周産期医療提供体制の確保・存続の両立を図る主旨の取り

まとめである。

### 「保険適用」という言葉が積極的に使われなくなった?

これまで「保険適用の導入を含め…」とされていたように、保険適用となる可能性が高いと思わせる表現が使われていた。保険適用が決まっていたわけではないが、あたかも既定路線として一人歩きしていた。保険適用にすればおおよそ解決するかのように、政府も、政治家も、専門家会議の構成員も、国民も、思い込んでしまっていた節がある。

「標準的な出産費用」は地域によってかなりのばらつきがある。これが保険適用となれば全国一律の保険診療報酬点数となる可能性が高い。標準的な出産費用の自己負担無償化と周産期医療提供体制の確保・存続の両立を図るとするならば、保険適用はやはりあまりよい手段とは言えないように思われる。

「検討会」の取りまとめでは、積極的な文脈として「保険適用」という言葉が使われていない。

「保険適用」という表現は後退したと受け取ってよいかもしれない。日本産婦人科医会や日本医師会などが訴え続けた活動の成果であると言ってよいであろう。そもそも「検討会」が設置されたこと自体がおそらくはその成果であったであろう。

### 議論は再び社会保障審議会医療保険部会へ

「検討会」での議論を踏まえ、再び社会保障審議会医療保険部会に議論の場が遷される。この場で改めて「保険適用の導入を含め」議論されることになるが、「検討会」で示された方向性が反映された結論が得られることを期待するところである。くれぐれも保険適用ありきの議論にはしてもらいたくない。

7月の参議院議員選挙の結果生まれた不安定な政権運営のなかで、「骨太の方針2025」に示された社会保障費関連財政の考え方が変化してくる可能性もある。今後も弛まない医政活動が望まれる。

\* 本文中では「保険適用」に統一しているが、1段落目の論説タイトルは原稿掲載時の表記に基づき「保険適応」としている。

\*\* [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken\\_474087\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_474087_00001.html)